

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、違反と罰則についてでしたね。
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、事業者に関する行為について、罰則の対象になる行為には「○」、罰則は規定されていない行為には「×」をつけなさい。

- a 立入検査を拒んだとき。
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたとき。
- c 他人に産業廃棄物を委託し産業廃棄物管理票を交付した場合で、管理票交付状況報告をしなかったとき。
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿に記載せず、又は保管していなかったとき。
- e 管理票が回付されなかったにもかかわらず必要な措置を講じなかったとき。

【解説】

- a 立入検査を拒んだときは30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第7号)
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたときは30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第6号)
- c 管理票交付状況報告をしなかったときについては罰則の規定はない。ただし、管理票そのものを交付しなかったときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。(法第27条の2第1号)
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保管していなかったときは30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第1号)
- e 管理票が回付されなかったにもかかわらず必要な措置を講じなかったときについては罰則の規定はないので誤り。ただし、法第12条の6第1項の勧告を受け、勧告に従わず公表された後において、なお、勧告に係る措置をとらないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命令されることがあり、この命令に従わなかった場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。(法第27条の2第11号)

正解 a○、b○、c×、d○、e×

解説に書きましたとおり、法律で規定されている事項でも違反しても罰則は無し、という条文もあります。そういう規定はたいていは「振れ幅が大きい」というか「程度問題」という内容でいけば行政に裁量権があると言ってもいいでしょう。行政指導の結果、それに従ってくればそれでよし。従ってくれないようなら、次のステップに進む、といった感じです。

なお、立入検査拒否や虚偽の報告は最高でも「30万円以下の罰金」と聞いて「たいしたことない」と思った人は居ないとは思いますが、もし、許可業者が30万円と言えども廃棄物処理法違反で罰金になった場合は、欠格要件となり許可は必ず取り消されてしまいますので、十分に注意して下さい。

～廃棄物処理問題～

では、もう一つ違反と罰則の問題を。

Q、法人重課（両罰規定）の量刑が「3億円以下の罰金」の対象とならないのは、次のうちどれか。

- (1) 不法投棄
- (2) 不法焼却
- (3) 無許可営業
- (4) 無許可処理施設設置
- (5) 無確認輸出

【解説】

廃棄物処理法の罰則は、不法投棄の頻発やその社会問題化を受けた累次の改正において強化され、不法投棄の件数・量の減少などに一定の成果を挙げてきた。

一方で、依然として多くの不法投棄が行われているほか、罰則の上限を超えて不当利得を得る事案が存在するなど、廃棄物の処理をめぐる法違反はいまだ跡を絶たない。

このような状況を踏まえ、不法投棄、不法焼却、無確認輸出、無許可営業及び許可の不正取得に係る法人重課の量刑が3億円以下の罰金に引き上げられた。（法第32条第1項第1号）

(4)の無許可処理施設設置にも両罰規定はあるが、法第32条第1項第2号にあたり、こちらは「各本条の罰金刑」となる。無許可処理施設設置の本条は法第25条第1項第8号であるから、「1000万円以下の罰金刑」である。

正解(4)

違反の実行行為者は、必ず自然人（生身の人間）です。機械が人間の操作抜きで犯罪を犯すことは無いでしょう。最近「AIの犯罪」等サスペンスドラマでは聞かれますが、さすがにその行為も（少なくとも現時点では）、人間がプログラムを組んでいるからこそ違反行為を行うのでしょ

う。会社はまさに「法人」で、法律上は人間と同じような権利を認められる存在ですが、「法人」だけで犯罪は起こせないでしょう。実際の行為としては、生身の人間が悪いことをする訳です。しかし、その違反が「会社ぐるみ」「組織的な犯罪」と見なされるような状況であると会社、法人に対しても罰則が適用されます。

法人は生身の人間ではありませんから、牢屋に入れることは出来ず、したがって懲役、禁錮という刑は無く、罰金となります。

当問題と解説のとおり、「罰則の上限を超えて不当利得を得る」ことができるような違反については、法人重課（両罰規定）はとても重くしています。

さて、こここのところ重たい問題が続きましたので、今回の宿題は「法律の規定」ではない問題としましょう。

宿題Q



専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) くず鉄
- (3) 古繊維
- (4) コンクリートくず
- (5) あきびん類